

笹目川流域治水検討部会 規約

(名称)

第1条 本部会は、「笹目川流域治水検討部会」（以下「部会」という）と称する。

(目的)

第2条 本部会は、笹目川流域における流域治水の具体的な取組を協議することを目的とする。

(部会の構成)

第3条 部会は、別表の職にある者をもって構成する。

- 2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 部会には、オブザーバーとして関係機関等を参加させることができる。

(部会の実施事項)

第4条 部会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 笹目川流域で行う流域治水の全体像及び具体的な取組を協議する。
- 二 部会での協議内容を、協議会に展開することにより、協議会全体の流域治水の推進に資するものとする。

(会議の公開)

第5条 部会は原則として公開とする。ただし、協議内容によっては、非公開とすることができる。

(部会議事等の公表)

第6条 部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 部会の事務局は埼玉県県土整備部河川砂防課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和6年10月7日から施行する。

さいたま市長

戸田市長

埼玉県 県土整備部長

埼玉県 都市整備部長

埼玉県 下水道局長

埼玉県 農林部長

国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所長

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長